

災害情報発信

電話・ファクスによる災害等緊急情報配信サービスを開始します

市が発信する避難指示などの「避難情報」や全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報、弾道ミサイル情報などの「国民保護情報」を固定電話またはファクスに配信するサービスを6月1日から開始します。

**対象** 電話=市内在住で、防災行政無線が聞き取りにくく、携帯電話やスマホなどメールでの情報入手が難しい人  
 ファクス=市内在住で、防災行政無線が聞き取りにくく、携帯電話やスマホなどメールでの情報入手が難しい人、または防犯電話などの機能により、電話での受信ができない人  
 ※Fメールを利用している人は、電話・ファクス配信サービスを利用できません。

**配信サービスの登録・利用料金** 無料

※ファクス受信に係るインク・用紙費用などは利用者の負担となります。

**申込方法** 6月3日(月)から窓口か電話で申し込む（平日午前8時30分～午後5時15分）

●主な配信内容

- ・気象警報などに伴う避難情報（避難指示などの発令）
- ・緊急地震速報（震度5弱以上）
- ・国民保護情報 など

●注意事項

- ・夜間（深夜）や早朝に配信する場合があります。
- ・尋ね人（迷い人）・迷子放送や特殊詐欺注意喚起情報などは配信しません。
- ・全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携した配信訓練を年に数回行います。
- ・防犯電話などの機能が付いている電話機は、メッセージが受信できない場合があります。
- ・回線の混雑状況や通信設備の性質上、遅延や配信されない場合があります。テレビやラジオなど、その他の手段での情報収集を行い、早めの行動を心掛けてください。

申込先●危機管理防災課 (TEL049・262・9017)

財務書類

令和4年度決算 財務書類を公表します

財務書類とは、「その年にどのような収入があり、それをどのように使ったのか」といった現金の動きだけでなく、「市が整備してきた資産や借入金などの負債がどれだけあるのか」といった資産の情報や、「行政サービスを提供するためにどれだけの費用がかかり、それをどのように賄っているのか」といった収支の情報を明らかにするものです。

資産や負債の状況を表す「貸借対照表」と、行政サービスにかかった費用を表す「行政コスト計算書」を説明します。詳しい財務書類は、市ホームページで公表しています。



▼連結している会計の範囲

市の会計	市に関する会計
・一般会計	・彩の国さいたま人づくり広域連合
・国民健康保険特別会計	・埼玉県後期高齢者医療広域連合
・介護保険特別会計	・埼玉県市町村総合事務組合
・後期高齢者医療事業特別会計	・入間東部地区事務組合
・水道事業会計	・入間東部福祉会
・下水道事業会計	

貸借対照表(バランスシート)

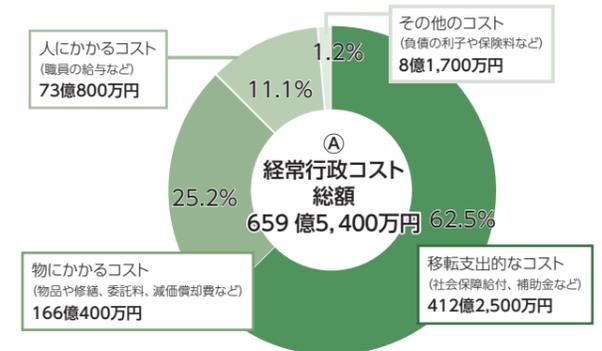
市が保有する土地、建物、現金預金、基金などの資産と、その資産の形成に使った財源(負債・純資産)を表しています。負債は、今後の支払義務があるため、将来世代の負担を意味します。純資産は、これまでに皆さんが納めた税金や行政活動によって得られた収益または費用が蓄積されたもので、過去または現世代の負担を意味します。

資産の部 (これまで積み上げてきた財産)	負債の部 (将来世代の負担)
1. 有形固定資産 1,447億2,800万円 (庁舎、保育所、学校、図書館、体育館などの事業用資産、道路、公園、上下水道などのインフラ資産および物品)	1. 固定負債 553億5,800万円 (債務の返済期限が翌々年度以降のものなど)
2. 無形固定資産 13億4,700万円 (所有するシステムやソフトウェアなど)	2. 流動負債 72億2,800万円 (債務の返済期限が翌年度のものなど)
3. 投資その他の資産 139億1,300万円 (出資金や貸付金、特定目的基金など)	負債合計 ①625億8,700万円
4. 流動資産 183億4,400万円 (現金預金、財政調整基金、減価基金など)	<b>純資産の部</b> (過去または現世代の負担)
	純資産合計 ②1,157億4,500万円
<b>資産合計</b> 1,783億3,200万円	<b>負債および純資産合計</b> ①+② 1,783億3,200万円

※各項目の金額は、百万円未満を四捨五入しているため、積み上げた合計額と一致しないことがあります。

行政コスト計算書

令和4年度に市が提供した行政サービスのうち、大きな比重を占める人的サービスや給付サービス(福祉事業やごみの収集)などの資産形成につながらない行政サービスにかかったコストを表しています。現金の支出を伴わない減価償却費などのコストも含み、普通建設事業費などの資産形成につながるコストや借金の元金返済額は含みません。



⑧経常収益(行政サービスなどの利用による使用料・手数料など) …… 38億6,600万円  
 ⑨純経常行政コスト(⑧-⑨) …… 620億8,800万円

分析指標

世代間負担比率	歳入額対資産比率	有形固定資産減価償却率
過去および現世代負担比率(純資産比率) 64.9%(63.0%) [純資産合計÷資産合計×100]	2.2年(2.1年) [資産合計÷歳入総額(※2)] ※2=歳入総額:820億8,100万円 形成された資産が歳入の何年分に相当するかを示しているものであり、この年数が多いほど公共施設の整備が進んでいると考えられますが、反面、維持管理費が多く発生することが見込まれます。	52.3%(50.6%) [減価償却累計額(※3)÷(有形固定資産合計-土地などの非償却資産(※4)+減価償却累計額)×100] ※3=減価償却累計額:708億2,400万円 ※4=土地などの非償却資産:802億2,000万円 耐用年数に対して資産を取得してからどの程度経過しているかを把握することができるものであり、100%に近いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。
将来世代負担比率 18.9%(19.7%) [地方債残高(※1)÷有形・無形固定資産合計×100] ※1=地方債残高から減税補填債、臨時財政対策債を控除した残高:276億7,400万円 市が保有している資産の形成にあたり、これまでの世代が負担した割合と将来世代が負担する割合を示しています。地方債残高が大きいです。市民の皆さんの負担が少ない合併特例債などを活用して公共施設の整備を進めているためです。		

※( )内は令和3年度の数値です。

問合せ●財政課 (TEL049・262・9004)

空き家対策

空き家の適切な管理や利活用を考えましょう

空き家は、相続や一人暮らしの高齢者が施設へ入居することなどをきっかけとして発生します。一度空き家になってしまうと、「解体費用をかけたくない」「家財・荷物を片付けられない」「将来自分や親族が使うかもしれない」などの理由からそのまま放置されることが多くなります。

空き家を放置すると、倒壊やごみの不法投棄、放火などにより火災発生など地域にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。空き家にしないため、空き家を放置しないために、「売る」「貸す」「使う」「解体する」など、利活用の方針を家族で話し合っ決めて決めることが重要です。

市では専門家の団体と協定を結び、空き家問題を解決するための無料相談窓口の設置などさまざまな支援を行っています。空き家を所有、管理、相続する予定があり、空き家の相談を希望する人や近所で「特定空家」や「管理不全空家」に該当すると思われる空き家を見つけた人は建築課までご連絡ください。



●管理が不適切な空き家の指導、勧告の範囲が拡大

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され「特定空家」に加えて「管理不全空家」も指導・勧告の対象となりました。市から「特定空家」や「管理不全空家」として指導を受け、それに従わずに勧告を受けると固定資産税などの軽減措置(住宅用地特例)が受けられなくなります。空き家を所有、管理している人は、日頃から適切な維持管理を心がけましょう。

●相続登記の申請が義務化されました

これまで任意であった相続登記申請が、不動産登記法の改正により義務化(令和6年4月1日施行)されました。この他に登記簿の内容(住所など)に変更が生じた場合、変更登記の申請も義務化(令和8年4月1日施行)されます。

※特定空家とは、そのまま放置すると倒壊などにより周囲に深刻な影響を及ぼす恐れがあるもの。  
 ※管理不全空家とは、窓や壁が破損しているなど、管理が不十分でありそのまま放置されると特定空家になる恐れがあるもの。

問合せ●建築課 (TEL049・262・9043)